

## 常任理事選出基準内規

| 当て職の基準   | 摘 要                                      |
|--|--|
| クラブ（企業）チーム代表者<br>高体連部会専門委員長<br>総 務 部 長<br>審 判 部 長<br>競 技 部 長<br>強 化 部 長<br>県北地区代表者<br>県中・県南地区代表者<br>相双地区代表者<br>いわき地区代表者<br>県総体実行委員<br>事 務 局 長<br>事 務 局 次 長 | 地区協会理事長相当者<br>“<br>“<br>いわき市ウエイティング協会理事長 |

※平成9年2月1日の役員会における申し合わせによる。

なお、常任理事の選出にあたって、上記の当て職同士又は協会役員職と重複する場合はいずれか一方又は上位の役職を優先することとし、重複した当て職については「該当なし」として取り扱うこととする。